

2014年10月1日

第32回食品表示部会に向けての意見書

委員 立石幸一

2014年9月24日開催の第31回食品表示部会に欠席したため、前回の協議事項について議事録を確認し、部会において各委員が述べられた意見も踏まえて意見および考え方を提出いたします。

1. 栄養成分表示に関する調査会

(1) 「義務表示」「推奨表示」「任意表示」に分けることについて

栄養成分表示は、海外において多くの国で義務化されており、わが国がこれまで任意としてきたことが極めて例外的な存在です。さらに、海外ではサービングサイズが定められ、1日総摂取目安量に対する割合まで表示されている実態からみると、表示対象となる成分等もたった5つと世界でも類をみないほど貧弱な表示内容となっているわが国は、国際水準からみて相当に遅れていると言えます。

パブコメでも多くの消費者が栄養表示項目の拡大を求めているにも関わらず、表示項目はできるだけ少ない方がよいとする事業者側の論理を優先することは、消費者の知る権利を奪うものであり、栄養表示を必要とする多くの消費者の権利を侵害するものです。

国際水準に追いつくためにも、本来は、義務化すべき栄養表示項目を国際水準に合わせる必要がありますが、これまで任意であったことから、すぐには国際水準に追いつくことは難しいとの事情も理解できます。従って、止む負えない経過措置として、適切ではありませんが「推奨」という枠組みを設け、できるところから表示をしていただくという考え方については賛成いたします。

(2) 「推奨表示」に該当する項目は、飽和脂肪酸と食物繊維

海外では多くの国で表示義務となっている「コレステロール」と「トランス脂肪酸」「糖類」を「推奨表示」に加えるべきと考えます。「推奨表示」は、あくまで任意で罰則の対象にはなりません。このことは、パブリックコメントにおいても多くの消費者からの要望として上がっています。従いまして、本項に関しては賛成いたしかねます。

特に「トランス脂肪酸」については、菓子類等に多く含まれ若年層の摂取が高いにもかかわらず、多くの消費者はトランス脂肪酸の存在すら知らない実態となっています。一方でわが国から、韓国、台湾、香港、遠くは北米まで様々な加工食品が輸出されていますが、「トランス脂肪酸」の含有量は各国のルールに合わせて表示されてお

り事業者の実行可能性は立証されております。

同一ブランドの食品が、海外の消費者には情報開示され、自国の消費者には情報開示されていない実態については、消費者感覚からみても納得いくものではありません。

トランス脂肪酸については、平成 23 年 2 月、「トランス脂肪酸の情報開示に関する指針について」が公表され、『トランス脂肪酸は、その表示名称を「トランス脂肪酸」とし、栄養表示基準に基づき表示される栄養成分と同様に（枠内）に表示する。』とありますが、実際にはそのような商品はほとんど出回っておらず、含有量についての消費者からの問合せにも応じない企業も見られており、さらなる行政指導も必要です。諸外国同様に義務化とすべきと考えますが、準備が整うまでの間は最低でも「推奨」とすべきと考えます。

（３）栄養成分表示の義務化に係るナトリウムの表示

この項目については、ナトリウムを先に記す場合については、何らかの条件をつけるという宮地委員の意見に賛同いたします。従いまして、消費者庁案には反対といたします。

（４）栄養成分表示の義務化に係る小規模事業者の考え方

議事録によれば、石川委員が、OEM 等で事業者は製造者に限らず販売者や輸入者も該当するのではないかとこの質問において、消費者庁からは、食品の表示責任者となる者が該当する回答がされています。さらに板倉委員からの輸入事業者についての質問があり、輸入事業者は従業員が少なくとも食品表示責任者に該当する実態があるのではないかとこの懸念が示されています。これに対して、消費者庁は、5 人の枠に輸入事業者が入ることについて、どの程度の割合かの把握は十分でないが、カバー率は大幅には変わらないとしています。このような輸入事業者が表示責任者となった場合、諸外国と比べ表示義務対象成分が少ないというリスクを抱えた上に、義務化後も栄養表示がされない商品の流通を認め、健康に影響がある栄養成分の含有のある食品が輸入され販売される恐れがあります。このことは、わが国の食の安全について担保されない実態を作ってしまうかねません。

そもそも第 6 条は「家族経営のような零細な事業者」の表示免除が目的です。中小企業法による小規模企業者はこれ以上の規模の企業者を含むこととなるため適当ではなく、消費者庁案に対しては反対を表明します。

（５）栄養強調表示に係るルールの改善（低減された旨の表示）

コーデックスの基準に準じて 25%と決めた基準に「抽象的な表現の中で特例を認めるべきでない」「特例を認める審査過程、手順を決めるべき」とされた迫委員、板倉委員、宇理須委員の意見に賛同します。消費者庁案には賛成できかねます。

加えて申し上げますと、参考資料 2 に記載されていますが、脂質の「含まない旨」

の表示についてドレッシングタイプ調味料に設けられている例外規定は廃止すべきであるとの意見について、なし崩しで例外規定を認め、原案どおりとすることについては、納得しかねます。

2. 生鮮食品・業務用食品に関する調査会

(1) 製造、加工、調整、選別の定義

消費者庁が示した基準案のままとすることについては、反対を表明します。理由は以下のとおりです。

「生鮮食品」「加工食品」の区分において、JAS法の品質表示基準における定義を引き継ぎ、「加工食品 製造又は加工された食品として 別表第一に掲げるもの」「生鮮食品 加工食品及び添加物以外の食品として 別表第二に掲げるもの」としており、「製造」「加工」の定義に当てはまるものは「加工食品」に、「調整」「選別」の定義に当てはまるものは「生鮮食品」に整理されました。

しかし、「製造」「加工」「調整」「選別」については、どのような行為となるかが、具体的に明示されておらず、「新しい属性の付加」の概念が明確でないため「生鮮食品」と「加工食品」の境界線が不明確なまま、「生鮮食品」「加工食品」それぞれの表示義務項目や方法が定められています。

基準案の中に従来の食衛法の加工の概念「別表二十四 食品の加工（当該食品に関し、最終的に衛生状態を変化させる加工（調整又は選別を含む）」が記載されており、「新しい属性の付加」には調整又は選別を含まないとした概念が並存し、ダブルスタンダードが既に見受けられます。「製造」「加工」「調整」「選別」の定義については、消費者庁から「Q&A や通知にて整理」「Q&A につきましてはこの基準が施行されると同時にお示ししたい」と回答されましたが、この内容を踏まえたうえでの判断が必要で、整理内容を具体的に示すべきであると考えます。

(2) 異種混合の食品については、現行通り加工食品に分類

現行のJAS法の考え方と一般消費者の感覚のズレ、その食品本来の特性になじまない食品区分となっていること等を修正するため消費者庁から考え方が提示され、調査会・部会で協議されました。そのことを受けて、第29回の食品表示部会の調査会のとおりまとめ報告においては、「さらなる商品実態や消費者が選択する際の食品表示に関する意識も調査した上で、検討が必要」とされており、「現行通り」として課題積み残しのまま議論を打ち切ることは適切でないと考えます。

したがって、消費者庁案には反対です。

以上

同一商品名の菓子（同一ブランド）における栄養成分表示項目の国別比較

国名 (量目)	タイ	シンガポール	香港	台湾	カナダ	日本
	37g	37g	41g	37g	41g	48g
エネルギー	180kal	185kcal	489kcal (201 kcal)	183kcal	220kcal	258kcal
蛋白質	2g	1.97g	5.3g (2.2g)	2.0g	3g	1.9g
脂質	8g	8.03g	21.7g (8.9g)	8.0g	12g	14.1g
飽和脂肪酸	—	4.40g	11.9g (4.9g)	4.4g	6g	—
トランス脂肪酸	—	—	4.8g (2.0g)	1.8g	3g	—
コレステロール	5mg	—	—	—	5mg	—
炭水化物	26g	25.2g	68.1g (27.9g)	25.7g	25g	30.7g
糖質	17g	16.5g	44.7g (18.3g)	—	14g	—
食物繊維	—	1g	—	—	1g	—
ナトリウム	85mg	83mg	223mg (91.4mg)	83mg	100mg	125mg
カルシウム	—	—	—	—	4%	—
ビタミンA	—	—	—	—	0	—
ビタミンC	—	—	—	—	0	—
鉄	—	—	—	—	0	—
表示項目数	7	9	8	7	15	5
RDI ※	—	表示あり	—	—	表示あり	—
特記事項			100g換算で表示 (パック換算値)		日本語表示とダブル表示	

※RDI : 1日栄養摂取量(%)は、2000kcal摂取を基本に当該商品での摂取割合を表示(脂質、飽和脂肪酸、炭水化物、コレステロール、ナトリウム)
(上記表中の数値は現地店頭購入商品より転記)

2014年9月18日

第31回食品表示部会に向けての意見書

委員 立石幸一

2014年9月24日開催の第31回食品表示部会は、所用により欠席いたしますので、9月8日時点の資料にもとづき、以下のとおり、書面にてコメントします。

食品表示基準案に対して総数で4,329通あったとされるパブコメに寄せられた意見は、現時点でとりまとめ結果の公表もされておられません。

今般、消費者庁よりパブコメ案からの変更点として示された修正案は、事業者側から出された要望を主体にとりあげられたものとなっています。このような修正案が作成されましたことは、この表示基準の議論に携わった委員の一人として大変遺憾であります。

修正案は、新しく制定された食品表示法の基本理念で示された必要な情報が提供されることとした消費者の権利を弱め、消費者基本計画の策定の趣旨で示された「行政の在り方を事業者優先から国民一人ひとりの立場に立ったものに転換していくことが重要で

す。」という考え方とは相容れないものです。

消費者庁の姿勢は、事業者からの要望と消費者からの要望のどちらを優先としているのでしょうか。以下のとおり、修正案についての意見を申し上げます。

【パブコメ案からの主な変更点への意見】

1. 製造所固有記号の使用に係るルールの改善

食品衛生法の原則である「製造所所在地及び製造者の氏名を表示すること」に立ち返り、製造所固有記号自体を全廃すべきという消費者の声も多くある中、パブコメに寄せられた意見の取りまとめ結果も公表されていない中で、加工食品の表示に関する調査会でまったく議論もされていない「対象については、業務用食品を除く」とする考え方がなぜ、唐突に出てきたのかがまず理解できません。

加工食品の調査会における製造所固有記号の議論は収束されておらず、パブコメ案では、食品表示部会での各委員の複数の提案が列挙され、製造所固有記号問題の今後のあり方は、現段階では、十分に議論も合意形成もされていないという認識であります。そういった状況で総論の議論の前に枝葉である各論の提案を行うこと自体が本末転倒であります。

あえて今回の修正案に意見を申し上げるのであれば、業務用食品を外すことには以下

の3つの理由から反対です。

- (1) 現行の流通実態からすれば、業務用食品と一般消費者向け食品（以下小売という）の垣根は低くなってきており、容器包装された商品であれば、小売で販売されることは前提とすべきであり、「業務用」と称して小売されている多くの商品の実態からみても区分は難しいのが現実です。
- (2) 製造所固有記号の使用が認められる要件は、「表示面積が小さいため、製造者と販売者を併記できない等の理由」とされています。従って、このような要件に合致しない業務用食品への製造所固有記号による表示は、そもそも認められるものではないと考えます。
- (3) 「業者間では、納入仕入れ書等の交付が通例となっており、製造者に関する情報は、これで担保できる体制になっている。」とありますが、現実にはそのようにはなっておりません。「連絡先等の情報は製品規格書等により取引先に提供」されることは「義務」ではなく、また、全ての業務用食品の取引において提供されている実態はありません。

業務用食品では、製造所固有記号により表示すること自体がおかしく、食品衛生法の原則に立ち返り、製造所の所在地、製造者名を商品に記載すれば事足りる話であります。

そうすれば、業務用食品を販売する事業者は、そのままの形態で小売に供されても、固有記号に関する消費者からの問合せに答える必要はなくなります。どうしても、固有記号を書く必要がある事業者に対しては、一般消費者向けと区分せず、消費者からの応答義務も同等に課すべきで、業務用食品を対象から除く必要はありません。

2. 栄養成分表示の義務化に係るナトリウムの表示

修正理由に『実際には食塩を添加していない食品に「食塩相当量」という事項名で表示することは、消費者に食塩が配合された食品であるとの誤認を生じる可能性がある。』とされていますが、この意見に対しては、誤解を生じる可能性があるので、「食塩」ではなく「食塩 相当量」という表現にしたという経過が忘れられ、このことに誰も異議を唱えなかった調査会での結論が簡単にひっくり返って変更されることが驚きです。

パブコメ案は、日本人の食塩の摂取量が増加傾向のため、過剰摂取への注意喚起の警鐘のため、また、実際の医療現場では「食塩」摂取量の軽減を促す指導がなされており、消費者にわかりやすくという目的のために「食塩相当量」を先にとりという考え方で、この表示順が決められたのではないかと理解しています。従いまして、主なパブコメ意見として『従来どおり、「ナトリウム」で表示できるようにしていただきたい』との事業者の要望だけを根拠に表示方法を変えるとするには、あまりにも理由として弱いのではな

いでしょうか。

3. 栄養成分表示の義務化に係る小規模事業者の考え方

栄養成分表示は、海外においてはほとんど義務化されており、わが国のこれまで任意としてきたことが極めて例外的な存在であることをよく考えるべきだと思います。

わが国の食品表示は国際的には遅れている実態にあり、今般ようやく栄養成分表示が義務表示となりましたが、東南アジア諸国にも遠く及ばない状況であることをまず認識すべきです。

人の健康、命に係る食品を扱う事業者は本来重い責任を背負うものです。従って、規模の大小で表示が異なること自体論外で、中小の事業者を除外なり免除するといった考え方がある国は、多くはありません。

そのような中で、わが国では栄養成分表示の義務化に向け、家族経営のような零細な事業者を救済するための策として消費者庁が検討して出された案が、課税売上高という考え方であり、このことは、救済されるべき小規模な事業者の範囲の特定が、明確であり行政側も把握でき監視できるという点では極めて妥当であり有効であると考えます。従って、今回示された中小企業法での小規模企業者という分類では、様々な雇用形態から考えると、栄養成分表示を従来どおり表示せず、できれば勘弁して欲しいとする比較的規模の大きな事業者に対しても、抜け穴を用意することになるのではないかという懸念を拭い去ることはできません。事業者間の公平性の観点からも徒に除外対象を広げることは消費者利益からみても望ましくなく、このことは消費者が必要とする情報が提供されず、消費者の知る権利が侵されることにつながります。海外での表示実態を考えたとき、事業者の実行可能性ばかりを前面に出した出来ないコールは、わが国の食品事業者のレベルの低さを証明してしまうように思えてなりません。

4. 栄養強調表示に係るルールの改善（低減された旨の表示）

ナトリウムの例をとってみても、これまでわが国では、相対差の一律の低減割合の規定がないため、食品間における表示ルールが異っており、食品によっては、ナトリウムを10%程度低減しただけで「減塩」と記載されている例も見受けられます。

このように、これまで比較対象食品との相対差が小さくても「減塩」と表示することが可能であったことから、消費者からみた場合、「減塩」がどの程度を指すのかは、わかりづらく、商品選択する際に消費者に誤認を与えていることも考えられます。

栄養表示の対象となる「熱量」、「脂質」、「飽和脂肪酸」、「コレステロール」、「糖類」などに対してもそれぞれ「低減された旨」は、一律で定めた方がわかりやすく、特定の食品だけに例外を認めることは、消費者からみてわかりにくくするだけで、栄養成分を横断する一律の基準を設けることの方が、消費者の利益に適うものと考えます。

従いまして、当初のパブコメ案のとおり、一律に25%以上の相対差がある場合「低

い旨」の記載ができるとするコーデックスの基準に準拠することが国際整合性の観点からも妥当であると思われます。

5. 小包装の食品における省略可能な表示事項

この変更点に関する意見はありません。

6. 経過措置期間

食品表示法は、消費者の2つの権利①安全が確保される権利と②選択のための情報が知らされる権利が認められたものであります。この2つの権利が、現行の表示においては担保されておらず、必要とされる多くの情報が開示されていない実態にあります。

食品表示法の理念にもとづき、そういった消費者の権利が守られていない状況を一刻も早く解消すべきであり、経過措置の設定は、消費者サイドに立った場合、できるだけ短い方が望ましく、事業者側の事情を斟酌しても、パブコメ案で示された加工食品は2年、添加物1年の期間で良いと考え、これ以上長い経過措置は、あまりにも事業者サイドに立ちすぎたものであると思います。

さらに、加工食品の原料原産地表示や遺伝子組換え表示、添加物表示等といった先送りされた課題が、数多くあることから、新たに表示の変更が必要となることも想定され、事業者の負担を考えると早いタイミングで先送りした課題について検討し、同じ経過措置期間内で実施することが望ましいと考えます。

以 上